平成２２年（フ）第１８５４号
東京都多摩市永山３丁目３番地13―504
債務者　吉岡　大助
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３９８号
大阪府摂津市千里丘１丁目５番６号
債務者　山口慎太郎
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６９号
大阪府枚方市宮之阪５丁目３番５号
債務者　藤澤　貴文
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０５号
大阪市西成区千本南２丁目２番３号川口雅子方
債務者　福光　史朗
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１３号
大阪府八尾市美園町４丁目43番地の１　コーポみその10Ｃ号
債務者　三尾　　友
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１号
静岡県浜松市北区三方原町531番地の３　西部第２ハイツＡ－１
債務者　桑子　　仁
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
静岡県浜松市東区笠井町951番地の１　ルグラン103、前住所静岡県浜松市東区笠井町25番地の３
債務者　金田　成世
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
静岡県浜松市中区中沢町49番９号
債務者　後藤　牧子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
長崎県佐世保市梅田町６番10号
債務者　森永　泰彦
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
長崎県佐世保市鹿町町鹿町479番地４、旧住所長崎県佐世保市鹿町町大屋336番地
債務者　堤　　英子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
長崎県佐世保市黒髪町6001番地４
債務者　馬場　健治
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
沖縄県沖縄市照屋４丁目８番30号　仲間アパートＤ号
債務者　名嘉山　将
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第５号
沖縄県中頭郡中城村字新垣175番地、住民票上の住所沖縄県浦添市大平１丁目１番19号
債務者　祖慶　良子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第６９号
島根県江津市嘉久志町イ1684番地11
債務者　川村　幸隆
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第７０号
島根県江津市嘉久志町イ1684番地11
債務者　川村　紀子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部